

外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

令和5年7月28日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部

ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置（全体像）

輸出等禁止措置

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

（1）国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置（ベラルーシ含む）

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

【22年3月18日】

（2）軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置（ベラルーシ含む）

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

【22年3月18日、23年2月3日品目追加（ロシア向けのみ）】

（3）化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

【22年10月7日、23年2月3日化学物質35物質追加】

軍事関連
団体向け
輸出禁止

（4）特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置（ベラルーシ含む）

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア437団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示により、ロシア80団体を追加。

【22年3月18日、4月1日、5月17日、7月12日、10月3日、23年2月3日、3月7日、6月2日】

（5）先端的な物品等の輸出等の禁止措置

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

【22年5月20日】

産業基盤
関連品目
輸出禁止

（6）産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車等

【22年6月17日、23年4月7日、7月28日閣議決定・8月9日施行予定】

（7）石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

【22年3月18日、5月20日】

ぜいたく品
輸出禁止

（8）奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置

※対象品目：酒類、宝飾品等

【22年4月5日】

輸入等 禁止措置

（9）一部物品の輸入等の禁止措置

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油及び石油製品の輸入（及び海上輸送に関するサービスの提供）

【22年4月19日、12月5日、23年2月6日】

輸出入 禁止措置

（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

【輸入は22年2月26日、輸出は22年3月18日】

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置**を導入する旨発表（5月26日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（7月28日閣議決定、8月2日公布、8月9日施行予定）。これに合わせて関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

○追加対象品目

1 土石類及び石灰 (HS 25類の一部) (例) 消石灰	11 天然コルクの製品並びに凝集コルク及びその製品 (HS 45類の一部)
2 塩素酸ナトリウム及び過酸化水素 (HS 28類の一部)	12 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙 (HS 47類の一部) (例) 古紙パルプ
3 染料、顔料、着色料等 (HS 32類の一部) (例) 印刷用インキ	13 紙及び板紙及び板紙の製品 (HS 48類の一部) (例) クラフト紙
4 調製潤滑剤等 (HS 34類の一部) (例) 紡織用纖維、革、毛皮その他の材料の処理用の調整品	14 設計図、図案等 (HS 49類の一部)
5 変性でん粉及び膠着剤 (HS 35類の一部)	15 羊毛、纖獸毛、粗獸毛並びにこれらの織物 (HS 51類の一部)
6 写真用又は映画用の材料 (HS 37類の一部) (例) 感光性のロール状写真用フィルム	16 綿及び綿織物 (HS 52類の一部)
7 化学工業生産品 (HS 38類の一部) (例) 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒	17 植物性紡織用纖維の糸及び紙糸 (HS 53類の一部)
8 プラスチック及びその製品 (HS 39類の一部) (例) アクリル重合体	18 人造纖維の長纖維、人造纖維の織物等 (HS 54類の一部)
9 ゴム及びその製品 (HS 40類の一部) (例) 大型車用タイヤ	19 人造纖維の短纖維及びその織物 (HS 55類の一部)
10 木材及びその製品 (HS 44類の一部) (例) 合板、ベニヤドパネル等積層木材	20 ウオッディング、特殊糸等 (HS 56類の一部)

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

○追加対象品目

21 編織のたてパイル織物、もじり織物等 (HS 58類の一部)	34 亜鉛及びその製品 (HS 79類の一部)
22 紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品 (HS 59類の一部)	35 すず及びその製品 (HS 80類の一部)
23 メリヤス編物及びクロセ編物 (HS 60類の一部)	36 タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト及びジルコニウム並びにこれらの製品 (HS 81類の一部)
24 中古の衣類及び紡織用纖維の中古の物品 (HS 63類の一部)	37 卑金属製品 (HS 82・83類の一部) (例) 自動車に使用する種類の錠
25 石、プラスター、セメント、石綿、雲母等 (HS 68類の一部) (例) アスファルトその他これに類する材料	38 ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品 (HS 84類の一部) (例) 射出成形機、押出成形機
26 陶磁製品 (HS 69類の一部) (例) 陶磁製のれんが、ブロック、タイル等	39 電気機器及びその部分品 (HS 85類の一部) (例) 音声、画像等のデータを受信、変換、送信又は再生する機械
27 ガラス並びにガラス製品及びその部分品 (HS 70類の一部) (例) 安全ガラス	40 鉄道用機関車及び鉄道用又は軌道用の車両 (HS 86類の一部) (例) 電気式ディーゼル機関車
28 鉄鋼 (HS 72類の一部) (例) フェロバナジウム	41 輸送用の機械及びその部分品 (HS 87類の一部) (例) 排気量1,900cc超の自動車 (ガソリンエンジン車、ディーゼルエンジン車)、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車
29 鉄鋼製品及びその部分品 (HS 73類の一部) (例) 油又はガスの掘削に使用する種類のステンレス鋼製のドリルパイプ	42 ヨット、娯楽用又はスポーツ用の船舶等 (HS 89類の一部)
30 銅及びその製品 (HS 74類の一部) (例) 銅線	43 光学機器、測定機器等 (HS 90類の一部) (例) 映写機
31 ニッケル及びその製品 (HS 75類の一部)	44 家具、プレハブ建築物等 (HS 94類の一部) (例) 自動車用シート
32 アルミニウム及びその製品 (HS 76類の一部)	45 雑品及びその部分品 (HS 96類の一部) (例) インキパッド
33 鉛及びその製品 (HS 78類の一部)	

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

(輸出の許可等)

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課すことができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。

ロシア向けの貨物

↓ Yes

特定団体（軍事関連団体）向けの貨物^(※1)

↓ Yes

輸出承認対象（不承認^(※3, ※4)）



No

輸出貿易管理令別表第2の3の貨物^(※2)

↓ Yes

輸出承認対象（不承認^(※3, ※4)）



No

輸出承認申請不要^(※5)

- (※1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認がある。詳細は次頁を参照
- (※4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救じゅつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

（注意）本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、令和5年8月9日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第二号の二 (1) ~ (47) : 新設・修正

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

今般の輸出規制対象貨物のロシアを仕向地とする輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.~9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名	
(1)	土石類及び石灰	(i) 粘土、アンダルーサイト、カイアナイト、シリマナイト、ムライト、シャモット及びダイナスアース (ii) 白亜 (iii) けいそう土その他これに類するけい酸質の土 (iv) 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター (v) ドロマイ特 (vi) 天然の炭酸マグネシウム (vii) 天然石膏及び天然無水石膏 (viii) 石灰石その他の石灰質の岩石 (ix) 生石灰、消石灰及び水硬性石灰 (x) 雲母及びそのくず (xi) ステアタイト及びタルク (xii) キーゼル石及び瀉(しや)利塩
(2)	塩素酸ナトリウム及び過酸化水素	
(3)	なめし工キス、染色工キス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	(i) 植物性なめし工キス並びにタンニン及びその誘導体 (ii) 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品 (iii) 植物性又は動物性の着色料及びレーキ顔料その他の着色料並びにこれらをもととした調製品 (iv) ルミノホアとして使用する種類の合成した有機物 (v) 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの (vi) ペイント、ワニス、プラスチックの一次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料 (vii) 水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペースト状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料 (viii) ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材 (ix) 印刷用インキ
(4)	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品	
(5)	変性でん粉及び膠着剤	(i) デキストリンその他の変性でん粉 (ii) 調製膠着剤その他の調製接着剤
(6)	写真用又は映画用のプレート、フィルムその他の材料	

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名
(7) 化学工業生産品	<p>(i) コロイド状又は半コロイド状の黒鉛</p> <p>(ii) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩</p> <p>(iii) 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの</p> <p>(iv) 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品</p> <p>(v) 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品</p> <p>(vi) アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤</p> <p>(vii) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤</p> <p>(viii) 消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾</p> <p>(ix) 有機の配合溶剤、配合シンナー及びペイント用又はワニス用の調製除去剤</p> <p>(x) 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒</p> <p>(xi) 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品</p> <p>(xii) 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン</p> <p>(xiii) 元素又は化合物を電子工業用にドープ処理したもの</p> <p>(xiv) 液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液</p> <p>(xv) 調製不凍液及び調製解凍液</p> <p>(xvi) トール油脂肪酸</p> <p>(xvii) 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化学品及び調製品</p> <p>(xviii) 廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物</p> <p>(ix) バイオディーゼル及びその混合物</p> <p>(xx) メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物</p>
(8) プラスチック及び その製品	<p>(i) エチレン—アルファ—オレフィン共重合体</p> <p>(ii) プロピレンその他のオレフィンの重合体</p> <p>(iii) スチレンの重合体</p> <p>(iv) ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体</p>

対象となる物品

別表第 2の3 二の二		貨物名
(8)	プラスチック及び その製品	(v) 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体 (vi) アクリル重合体 (vii) ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル (viii) ポリアミド (ix) アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン (x) セルロース及びその化学的誘導体 (xi) スチレンの重合体のくず (xii) プラスチック製の管、ホース、板、シート、フィルム、はく及びストリップ (xiii) プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 (xiv) プラスチック製の戸及び窓、これらの枠並びに戸の敷居
(9)	ゴム及びその製品	(i) 合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらのものと天然ゴム又は天然ガムとの混合物 (ii) 配合ゴム (iii) ゴム製の板、シート及びストリップ (iv) ゴム製の管及びホース (v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング (vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ (vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ (viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他のシール
(10)	木材及びその製品	(i) 縦にひき若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧はり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板 (ii) 木質の材料の繊維板 (iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品 (v) 木製のコンクリート型枠及び組み合わせた床用パネル

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名
(11) 天然コルクの製品並びに凝集コルク及びその製品	
(12) 木材パルプ、繊維素 繊維を原料とするその 他のパルプ及び古紙	<ul style="list-style-type: none"> (i) 機械木材パルプ (ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ (iii) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ (iv) 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ (v) 古紙
(13) 紙及び板紙並びに製 紙用パルプ、紙又は板 紙の製品	<ul style="list-style-type: none"> (i) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及び せん孔テープ用紙 (ii) クラフト紙及びクラフト板紙 (iii) ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙 (iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙 (v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙 (vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙 (vii) カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙 (viii) カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙 (ix) 塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形の シート状の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (X) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスベーパー (xi) 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース (xii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、カップその他これらに類する糸巻類 (xiii) 特定の大きさ又は形状に切つた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ並びに盆そ の他の製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名
(14)	設計図、図案及び手書き文書並びにこれらをカーボン複写し、又は感光紙に写真複写したもの
(15)	カードし、又はコームした羊毛、織獸毛及び粗獸毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並びに羊毛製又は織獸毛製の梳毛織物
(16)	綿及び綿織物
(17)	コイヤヤーンその他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸
(18)	人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品 <ul style="list-style-type: none"> (i) ポリプロピレンのマルチブルヤーン及びケーブルヤーン (ii) 再生纖維又は半合成纖維の長纖維の糸 (iii) 合成纖維の単纖維及び合成纖維材料のストリップその他これに類する物品 (iv) 合成纖維の長纖維の糸の織物であつて、紡織用纖維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合したもの
(19)	人造纖維の短纖維及びその織物 <ul style="list-style-type: none"> (i) 合成纖維の長纖維のトウ (ii) 再生纖維又は半合成纖維の長纖維のトウ (iii) 合成纖維の短纖維及びその織物 (iv) 再生纖維又は半合成纖維の短纖維及びこれらの織物
(20)	ウォッティング、特殊糸及びひも並びにこれらの製品 <ul style="list-style-type: none"> (i) 紡織用纖維のウォッティング及びその製品並びに紡織用纖維のフロック、ダスト及びミルネット (ii) ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し、又は被覆した紡織用纖維の糸及び合成纖維材料、再生纖維又は半合成纖維の材料のストリップその他これに類する物品 (iii) 金属を交えた糸 (iv) 結束用又は包装用のポリエチレン製又はポリプロピレン製のひも
(21)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名	
(22) 染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品	(i) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用纖維の織物類であつてガム又はデン粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットアンデーション用パックラムその他これに類する硬化紡織用纖維の織物類 (ii) 紡織用纖維の壁面被覆材 (iii) 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物 (iv) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製のベルト及びベルチング (v) 紡織用纖維の物品又は製品であつて、針布に使用する種類のもの又は製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他の技術的用途に供するもの	
(23)	メリヤス編物及びクロセ編物	
(24)	中古の衣類及び紡織用纖維の中古の物品	
(25) 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品の	(i) 加工した石灰質の石 (ii) 天然石製のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品 (iii) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剥離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品 (iv) アスファルトその他これに類する材料の製品 (v) プラスター又はプラスターをもととした材料から成るボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品 (vi) 建築用又は土木建設用のセメント製、コンクリート製又は人造石製のプレハブ式の構築材 (vii) 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品 (viii) 石綿その他の鉱物性材料又は纖維素をもととしたブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品 (ix) 加工した雲母及び雲母製品	
(26) 陶磁製品	(i) れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品 (ii) 陶磁製の建設用れんが (iii) 瓦、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品 (iv) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手 (v) 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル並びに仕上げ用の陶磁製品 (vi) 農業に使用する種類の陶磁製のほか、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類の陶磁製のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	
(27) ガラス並びにガラス製品及びその部分品	(i) ガラスの球、棒及び管 (ii) 鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス (iii) 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス (iv) フロート板ガラス及び磨き板ガラス (v) 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス (vi) 電灯用のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じていないもの及びこれらの部分品	

対象となる物品

別表第 2の3 二の二		貨物名
(28)	鉄鋼	<p>(i) フェロバナジウム</p> <p>(ii) 鉄又は非合金鋼の半製品、フラットロール製品、棒及び形鋼</p>
		<p>(iii) ステンレス鋼その他の合金鋼のインゴットその他的一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線</p>
(29)	鉄鋼製品及びその部 分品	<p>(i) 溶接形鋼</p> <p>(ii) 油又はガスの掘削に使用する種類のステンレス鋼製のケーシング及びチービング</p> <p>(iii) 鉄鋼製の溶接管</p> <p>(iv) ステンレス鋼製のエルボー、ベンド及びスリーブ</p> <p>(v) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品</p> <p>(vi) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器</p> <p>(vii) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器</p> <p>(viii) 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器</p> <p>(ix) ステンレス鋼製の機械用ワイヤエンドレスバンド</p> <p>(x) 鉄鋼製のコッター及びコッターピン</p> <p>(xi) 鉄鋼製のコイルばね</p> <p>(xii) 鉄鋼製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品</p> <p>(xiii) 鉄鋼製の浴槽</p>

対象となる物品

別表第 2の3 二の二		貨物名
(30)	銅及びその製品	(i) 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ (ii) 銅合金製の管 (iii) 銅製の座金
(31)	ニッケル及びその製品	(i) ニッケルの棒、形材、線、板、シート、ストリップ及びはく (ii) ニッケル製の管及び管用継手 (iii) ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他のニッケル製品
(32)	アルミニウム及びその製品	(i) アルミニウムの線 (ii) アルミニウム合金の板、シート及びストリップ (iii) 裏張りしたアルミニウムのはく (iv) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 (v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器 (vi) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 (vii) 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 (viii) アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
(33)		鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク
(34)		亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく
(35)		すずの塊、棒、形材及び線並びにすず製の管その他のです製品
(36)		タンクステンの粉並びにモリブデン、コバルト及びジルコニウム並びにこれらの製品
(37)	卑金属製品	(i) 帚のこぎりの卑金属製のブレード (ii) 手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具 (iii) 機械用又は器具用の卑金属製のナイフ及び刃 (iv) 卑金属製の鍵及び自動車に使用する種類の錠 (v) 自動車に使用する種類の卑金属製の取付具その他これに類する物品 (vi) 卑金属製のフレキシブルチューブ (vii) 卑金属製の栓、蓋、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名
(38)	<p>(i) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品</p> <p>(ii) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品</p> <p>(iii) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品</p> <p>(iv) 蒸気タービン及びその部分品</p> <p>(v) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品</p> <p>(vi) 液体タービン及び水車並びにこれらの部分品</p> <p>(vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品</p> <p>(viii) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機</p> <p>(ix) 液体ポンプ</p> <p>(x) 真空ポンプ及び气体ポンプ、真空ポンプ、气体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品</p> <p>(xi) エアコンディショナー</p> <p>(xii) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品</p> <p>(xiii) ベーカリーオーブン</p> <p>(xiv) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品</p> <p>(xv) カレンダーその他のロール機の部分品</p> <p>(xvi) 遠心分離機、液体又は气体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品</p> <p>(xvii) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品</p> <p>(xviii) プーリータックル、ホイスト、ウインチ及びキャブstan</p> <p>(xix) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品</p> <p>(xx) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品</p> <p>(xx i) 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械並びにこれらの部分品</p> <p>(xx ii) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品</p> <p>(xx iii) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品</p> <p>(xx iv) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械</p>

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名
(38)	<p>(xx v) 製本用機械の部分品</p> <p>(xx vi) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械</p> <p>(xx vii) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品</p> <p>(xx viii) 印刷機並びにその部分品及び附属品</p> <p>(xx ix) 人造纖維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機、切断機及びこれらの補助機械並びにこれら部分品及び附属品</p> <p>(xxx) 紡績準備機械、紡織用纖維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用纖維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンピヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(xxx i) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンかけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用纖維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品</p> <p>(xxx ii) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品</p> <p>(xxx iii) 転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機並びにこれらの部分品</p> <p>(xxx iv) 金属圧延機及びそのロール</p> <p>(xxx v) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマーアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウォータージェット切削機械の部分品及び附属品</p> <p>(xxx vi) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーションransファー マシン並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(xxx vii) 旋盤並びにその部分品及び附属品</p> <p>(xxx viii) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(xxx ix) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品</p> <p>(xi) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分品及び附属品</p> <p>(xi i) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラッ トニングマシン、剪(せん)断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品</p>

対象となる物品

別表第 2の3 二の二	貨物名
(38) ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	<p>(xl ii) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品</p> <p>(xl iii) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(xl iv) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(xl v) 工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置</p> <p>(xl vi) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品</p> <p>(xl vii) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(xl viii) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯掛け用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び附属品</p> <p>(xl ix) 計算機、データを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械、会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械又は金銭登録機の部分品及び附属品</p> <p>(I) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏(ねつ)和(か)機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機</p> <p>(I i) 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械並びにこれらの部分品</p> <p>(I ii) ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械並びにこれらの部分品</p> <p>(I iii) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品</p> <p>(I iv) 鑄型ベース、鑄造用パターン及び鉱物性材料の成形用の型</p> <p>(I v) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁</p> <p>(I vi) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品</p> <p>(I vii) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、ブーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品</p> <p>(I viii) ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール</p> <p>(I ix) 積層成形用の機械及びその部分品</p> <p>(Ix) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(Ix i) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品</p>

対象となる物品

別表第2 の3 二の二	貨物名
(39)	<p>(i) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品</p> <p>(ii) トランスフォーマー及びスタティックコンバーター</p> <p>(iii) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリワーティングヘッド並びにこれらの部分品</p> <p>(iv) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品</p> <p>(v) 鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池</p> <p>(vi) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品</p> <p>(vii) 電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品</p> <p>(viii) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品</p> <p>(ix) ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器</p> <p>(x) 電熱用抵抗体</p> <p>(xi) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品</p> <p>(xii) 不揮発性半導体記憶装置</p> <p>(xiii) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品</p> <p>(xiv) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器並びにこれらの部分品</p> <p>(xv) ラジオ放送用受信機及びその部分品</p> <p>(xvi) モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部分品</p> <p>(xvii) フラットパネルディスプレイモジュールの部分品</p> <p>(xviii) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品</p> <p>(xix) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品</p> <p>(xx) 固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品</p> <p>(xi) 印刷回路</p> <p>(xxii) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品</p> <p>(xxiii) 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれらの部分品</p> <p>(xxiv) フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源</p> <p>(xxv) 热電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品</p>

対象となる物品

別表第2 の3 二の二		貨物名
(39)	電気機器及び その部分品	(xxvi) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品 (xxvii) 集積回路及びその部分品 (xxviii) 粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器 (xxix) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆した ファイバーから成るものに限る。） (xxx) 炭素ブラシ (xxx i) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手 (xxx ii) 機器の電気式部分品 (xxx iii) 電気電子機器のくず
(40)	鉄道用機関車及び鉄 道用又は軌道用の車 両	(i) 鉄道用機関車及び炭水車 (ii) 鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両 (iii) 鉄道用又は軌道用の貨車
(41)	鉄道用及び軌道用以 外の車両並びにその部 品	(i) セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクター (ii) 乗用自動車その他の自動車 (iii) 貨物自動車 (iv) 特殊用途自動車 (v) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品 (vi) トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品
(42)	航空機及び宇宙飛行 体並びにこれらの部分 品及び附属品	(i) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びに これらの部分品 (ii) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品 (iii) 落下傘及びロートシート並びにこれらの部分品及び附属品 (iv) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置 並びにこれらの部分品 (v) 無人航空機及びその部分品

対象となる物品

別表第2 の3 二の二	貨物名
(43) ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー	
(44) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	<ul style="list-style-type: none"> (i) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル (ii) 対物レンズ (iii) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品 (iv) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ (v) 映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品 (vi) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器、ネガスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び附属品 (vii) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡その他の光学機器 (viii) 罗針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品 (ix) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び附属品 (x) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機並びにその部分品及び附属品 (xi) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計並びにこれらを組み合わせた物品並びにこれらの部分品及び附属品 (xii) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 (xiii) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器 (xiv) 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附属品 (xv) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器 (xvi) 釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び附属品 (xvii) 液体式又は気体式の自動調整機器
(45) 家具、腰掛け及びプレハブ建築物	<ul style="list-style-type: none"> (i) 航空機又は自動車に使用する種類の腰掛け (ii) 事務所において使用する種類の木製家具 (iii) プレハブ建築物
(46) 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル	
(47) 雑品及びその部分品	<ul style="list-style-type: none"> (i) ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレスマッド並びにこれらの部分品並びにボタンのブランク (ii) ペン先及びニブポイント (iii) インキパッド

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（5月26日告示公布、6月2日施行）

- 358 先進研究基金（別称、有望研究基金及びFPI）
- 359 株式会社パピロン
- 360 ロシア連邦軍事技術協力庁（別称、FSMTC、FSVTS及びロシアFSVTS）
- 361 連邦国家予算科学研究所学術生産複合体技術センター（別称、NPK技術センター、NPKTs、科学製造複合技術センター及びSMC技術センター）
- 362 連邦国家機関連邦科学センター・ロシア科学アカデミー・システム分析科学研究所（別称、FGU FNTs NIISI RAN、FSI FSC SRISA RAS及びロシア科学アカデミー・システム分析科学研究所）
- 363 有限会社ITパピロン（別称、有限会社パピロン情報技術）
- 364 株式会社全ロシア無線技術研究所（別称、VNNIRT）
- 365 株式会社全ロシア研究所シグナル（別称、株式会社VNIIシグナル及び公共株式会社全ロシア研究所シグナル）
- 366 株式会社科学技術サービスセンター・ディナミカ（別称、株式会社TsNTUディナミカ）
- 367 株式会社アフトマティカ（別称、株式会社コンツエルン・アフトマティカ、株式会社コンツエルン・オートメーション及び公共株式会社コンツエルン・アフトマティカ）
- 368 株式会社設計センター・ソユーズ
- 369 株式会社設計技術センター・エレクトロニカ（別称、株式会社KTTsエレクトロニカ及び株式会社エレクトロニクス工学設計センター）
- 370 株式会社マイクロエレクトロニクス機器研究所プログレス（別称、株式会社NIIMAプログレス、株式会社マイクロエレクトロニクス科学研究所プログレス及び株式会社プログレスMRI）
- 371 株式会社キズリヤル電気機械プラント（別称、株式会社コンツエルンKEMS及びキズリヤル電気機械プラント）
- 372 株式会社P.D.グルシン名称機械製造設計局ファケル（別称、株式会社MKB ファケル、工業設計局ファケル、株式会社EBD ファケル及びP.D.グルシン名称機械建設工事局ファケル）

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（5月26日告示公布、6月2日施行）

- 373 株式会社アルマズ・アンティ・コンツエルン北西部地域センター・オブホウスキー工場（別称、株式会社GOZ、株式会社航空宇宙防衛アルマズ・アンティ・コンツエルン北西部地域センター・オブホウスキー工場、株式会社GOZオブホフ工場、株式会社オブホウスキー工場及び株式会社SOPオブホウスキー工場）
- 374 株式会社ペンザ電気技術科学研究所（別称、株式会社ペンザ及び株式会社PNIEI）
- 375 株式会社生産団体セーヴェル（別称、株式会社PO North）
- 76 株式会社E.S.ヤラモフ名称生産団体ウラル光学機械工場（別称、株式会社生産団体ウラル光学機械工場、株式会社生産団体UOMP、株式会社生産団体UOMZ及びウラル光学機械工場）
- 377 株式会社S.A.ラヴォチキン名称学術生産団体（別称、株式会社ラヴォチキン学術生産団体、S.A.ラヴォチキン名称学術生産団体、学術生産団体ラヴォチキン及びS.A.ラヴォチキン学術生産団体）
- 378 株式会社測量技術学術生産団体（別称、株式会社学術生産団体IT）
- 379 株式会社学術生産企業レーダーMMS（別称、株式会社レーダーMMS及び株式会社学術生産団体レーダーMMS）
- 380 株式会社学術生産企業サプロフィル（別称、株式会社NPPサプロフィル及び株式会社学術生産会社サプロフィル）
- 381 株式会社研究センター・エリンス（別称、株式会社エリンスSTC、株式会社科学技術センター・エリンス、NTTsエリンス及び科学技術センター・エリンス）
- 382 株式会社RT-テフプリヨムカ（別称、株式会社アヴィアテフプリヨムカ）
- 383 株式会社ロシア科学研究所エレクトロンスタンダート（別称、株式会社RNII エレクトロンスタンダルト及びRNII エレクトロンスタンダード）
- 384 株式会社金属セラミック機器リヤザン工場（別称、株式会社リヤザン金属セラミック機器工場、株式会社RZMKP、リヤザン・セラミック装置工場及びRMCIP）
- 385 株式会社学術生産企業デジタル・ソリューションズ（別称、株式会社特定用途向け集積回路電気工学設計センター・デジタル・ソリューションズ、学術生産団体DSol、株式会社デジタル・ソリューションズ及び有限会社学術生産企業デジタル・ソリューションズ）

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（5月26日告示公布、6月2日施行）

- 386 株式会社学術生産企業コンタクト（別称、株式会社NPPコンタクト及び株式会社SPE コンタクト）
- 387 株式会社学術生産企業トパズ（別称、株式会社NPPトパズ及び閉鎖型株式会社学術生産企業トパズ）
- 388 株式会社科学研究所ギリコンド（別称、株式会社NII ギリコンド及び科学研究所ギリコンド）
- 389 株式会社コンピューター機器科学研究所SVT（別称、株式会社 NII SVT及び公共株式会社NII SVT）
- 390 株式会社エレクトリック・カーボン製品科学研究所（別称、株式会社NIIIEI及び株式会社科学研究プロジェクト・エレクトリック・カーボン製品技術研究所）
- 391 株式会社電気機械器具科学研究所（別称、株式会社NIIEMP、株式会社SRIEMI及びベンザ電気機械装置科学研究所）
- 392 株式会社電子工学材料科学研究所（別称、株式会社NIIMET）
- 393 株式会社ガス放電装置科学研究所プラズマ（別称、株式会社プラズマ）
- 394 株式会社産業テレビジョン技術科学研究所ラストル（別称、株式会社NIIPTラストル）
- 395 株式会社高精度機械工学科学研究所（別称、株式会社NIITM、公共株式会社高精度機械工学研究所及び高精度機械工学科学研究所）
- 396 株式会社アク・バルス造船会社（別称、株式会社SKアク・バルス）
- 397 株式会社コンピューター機器特別設計局（別称、株式会社SKB VT）
- 398 株式会社制御機器特別設計局（別称、株式会社制御機器特別計画設計局及び株式会社SPKB SU）
- 399 株式会社特別設計局トゥルビナ（別称、株式会社SKBトゥルビナ及び株式会社トゥルビナSDB）
- 400 株式会社V.P.マケフ名称国立ミサイル・センター（別称、株式会社GRTs マケエヴァ、マケエフ設計局、株式会社V.P.マケエフ名称国立ロケット・センター、マケエフ国立ミサイル・センター、マケエフ国立ロケット・センター及びマケエフ・ロケット設計局）
- 401 株式会社国立科学研究所クリスタル（別称、株式会社GOSNIIクリスタル及び公共株式会社国立研究所クリスタル）
- 402 株式会社スヴェトラーナ半導体
- 403 株式会社テクノディナミカ（別称、株式会社航空機材及び株式会社テクノダイナミクス）
- 404 株式会社I.S.ブルク名称電子制御機器研究所（別称、株式会社I.S.ブルク名称INEUM及び株式会社INEUM）

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（5月26日告示公布、6月2日施行）

- 405 株式会社ヴォログダ光学機械工場（別称、株式会社VOMZ及び公開株式会社VOMZ）
- 406 株式会社ヴォロネジ半導体機器組立工場（別称、株式会社VZPP-S）
- 407 株式会社ヴァトカ機械製造企業アヴィテク（別称、株式会社VMPアヴィテク及び株式会社ヴァトカ機械工場アヴィテク） 4
- 408 株式会社ゼレノグラード・ナホテクノロジー・センター（別称、株式会社ZNTTs及びZNTC）
- 409 公開株式会社カマズ（別称、公共株式会社カマズ）
- 410 ロシア科学アカデミー応用数学研究所ケルディシュ（別称、ケルディシュ名称ロシア科学アカデミー連邦国立単一企業連邦研究センター応用数研究所、ロシア科学アカデミーM.V.ケルディシュ名称IPM及びロシア科学アカデミーKIAM）
- 411 有限会社学術生産団体ラジオウォルナ（別称、有限会社NPOラジオウォルナ）
- 412 有限会社RSBグループ学（別称、有限会社インテリジェンス・テクノロジーズ、有限会社RSB-Grupp及びロシアン・セキュリティ・システム）
- 413 ムイチシ NSK 無線観測計器科学研究所（別称、連邦国家単一企業全ロシア・ラジオエレクトロニクス科学研究所、連邦単一国家企業MNIIRIP、連邦単一国家企業VNIIR、FGUP MNIIRIP、FSBI VNIIR及びムイチシ NSK 高周波観測計器研究所）
- 414 オブニンスク学術生産企業（ORPE）（別称、株式会社A.G.ロマシン名称オブニンスクNPPテフロロギヤ、株式会社A.G.ロマシン名称ONPPテフロロギヤ、株式会社A.G.ロマシン名称オブニンスク学術生産企業及び株式会社A.G.ロマシン名称ORPEテクノロジー）
- 415 有限会社アディス
- 416 公開株式会社ハバロフスク無線工学工場（別称、株式会社KHRTZ及び株式会社ハバロフスク無線工学工場）
- 417 公開株式会社マリイスキー機械製造工場（別称、株式会社マリイスキー機械製造工場、株式会社MMZ、株式会社マリ機械製造工場及びMARI MMZ）
- 418 公開株式会社科学生産企業プリサル（別称、株式会社NPPプリサル、株式会社SPCプリサル及びSPEプリサル）
- 419 有限会社パピロン・システムズ

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（5月26日告示公布、6月2日施行）

- 420 公共株式会社メガфон（別称、メガфон）
- 421 公共株式会社ツタエフモーター工場（別称、公共株式会社 TMZ）
- 422 公共株式会社ヴィムペル国際企業（別称、株式会社MACヴィムペル、株式会社国際株式企業ヴィムペル、ヴィムペル、ヴィムペル国際有利会社及び株式会社ヴィムペルMAK防衛企業）
- 423 有限会社RTインフォルム
- 424 スコルコヴォ基金（別称、新技術精緻化商業化センター開発基金、スコルコヴォ・ファンド及び非商業組織新技術精緻化商業化センター開発基金）
- 425 スコルコヴォ科学技術研究所（別称、自治非営利組織高等教育機関スコルコヴォ科学技術研究所、スコルコフスキイ科学技術研究所及びスコルテク）
- 426 V.P.チカラフ名称国立飛行実験センター（別称、929 GLITs、929国立飛行実験センター、929 GLITs VVS、929 V.P.チカラフ名称ロシア連邦国防省国立飛行試験センター及びV.P.チカラフ名称ロシア連邦国防省GLITs）
- 427 有限会社アート・ロジスティクス（別称、有限会社アート・オブ・ロジスティクス）
- 428 有限会社デクシアス産業製造商社（別称、デクシアス、デクシアス・エンディル・ストリヴェル、デクシアスIPTLC、有限会社メンボックス及び有限会社オルンラー・ヴ・ティカレト）
- 429 ETCエレクトロニクス
- 430 有限会社GFKロジスティクス
- 431 有限会社ノヴァストリーム
- 432 有限会社ヴエスト・オスト（別称、ウェスト・オスト）
- 433 プロメレクトロニカ（別称、閉鎖式株式会社プロメレクトロニカ）
- 434 有限会社SKSエレクトロン・ブローカー435 有限会社商社プロメレクトロニカ
- 436 トラスト・ロジスティクス（別称、有限会社ロギスチカ・ドヴェリヤ）
- 437 有限会社トラスト・ロジスティクス・グループ

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先（共通）

bzl-russia-seisai@meti.go.jp

・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先（共通）

bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp



経済産業省